

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成24年度第4回武蔵村山市自立支援協議会
開 催 日 時	平成25年1月21日（月）午後2時00分～午後4時00分
開 催 場 所	市民総合センター3階 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：椎木委員、仲田委員、笹本（秋）委員、長田委員、有賀委員、須永委員、岩瀬委員、押田委員、古川委員、笹本（悦）委員、高橋委員、市川委員、菅原委員、榎本委員 欠席者：森本委員、見崎委員、鈴木委員、川崎委員、足立委員
議 題	議題1：報告事項 (1)災害時における障害者支援対策の充実に関する緊急要望書について (2)訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会の開催状況について 議題2：プロジェクトチームでの課題の検討結果について (1)障害者の「はたらく」を考える部会 (2)障害者のくらしを考える部会 議題3：その他 (1)災害時等に障害者が周囲に支援を求めるための「ヘルプカード」について (2)「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されることに伴う、障害者の範囲の見直しについて
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について (1)災害時における障害者支援の充実を図るため、警察や消防などとの協議を進めることと、二次避難所を確保することを内容とした要望書を市に提出したことを報告した。 (2)訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会（仮称）の開催状況についての報告を行った。 議題2について (1)障害者の「はたらく」を考える部会の開催状況についての報告を行った。 (2)障害者のくらしを考える部会の開催状況についての報告を行った。 議題3について (1)東京都から通知された「ヘルプカード」について説明を行った。 (2)平成25年4月から施行される障害者総合支援法について、障害者の範囲が拡大し、難病患者等が障害福祉サービスを受けられるようになった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめ。)  ● 会 長 ○ 委 員 ■ 事務局	・配布資料の確認  ・前回の会議録の承認 ● 前回の会議録を確認していただき、後日承認書を提出していただきたい。  ・議題1 報告事項 (1)災害時における障害者支援対策の充実に関する緊急要望書について

- このことについて、事務局から説明をお願いする。

事務局より説明

- 資料1、災害時における障害者支援対策の充実に関する緊急要望書を御覧いただきたい。

前回の定例会で災害時における障害者支援対策の充実に関する要望書を市に提出することが決定され、11月19日会長から市長に提出された。内容については、資料を確認していただきたい。

(2) 訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会の開催状況について

- 次に、このことについて事務局から説明をお願いする。

事務局より説明

- 資料2、訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会の開催報告を御覧いただきたい。

まず、訪問系サービス事業者部会についてであるが、第2回目として、11月20日（火）の午後2時から市民総合センターのボランティアセンター会議室で行われ、対象5事業所のうち5事業所が参加した。内容は、部会で協議する内容の確認と事例検討を行った。第3回目として、1月15日（火）も午後2時から市民総合センターの小会議室で行われ、対象5事業所のうち2事業所が参加した。前回と同様に事例の検討を行った。次回の会議は3月19日（火）の午後2時からを予定することとされた。

日中活動系サービス事業者部会については、第2回目として、11月21日（木）の午後4時から市民総合センターの小会議室で行われ、対象9事業所のうち9事業所が参加した。内容は、困難事例の解釈の確認と情報交換を行った。第3回目として、1月16日（水）の午後4時から福生第二学園で行われ、対象9事業所のうち6事業所が参加した。内容は、今後の議論の方向性を確認し、部会に、「地域活動支援センターお伊勢の森」、「身体障害者福祉センター」、「共同作業所かたくり」の職員もメンバーに加えることが望ましいとの意見が出された。次回の会議は3月13日（水）の午後4時からを予定することとされた。

居住系サービス事業者部会については、第2回目として、11月30日（金）の午後1時30分から市民総合センターのボランティアセンター会議室で行われ、対象6事業所のうち5事業所が参加した。内容は、各施設のパンフレットを基とし、施設の概要を説明し、各施設が取り組んでいる課題や抱えている問題点についての意見交換を行った。第3回目として、1月18日（金）の午後1時から市民総合センターの中会議室で行われ、対象6事業所のうち6事業所が参加した。内容は、施設職員の人員の確保について議論した。次回の会議は、3月15日（金）の午後1時30分からを予定とすることとされた。

障害当事者団体連絡会（仮称）については、第3回目として、11月16日（金）の午後2時から市民総合センターの小会議室で行われ、対象11団体のうち7団体が参加した。内容は、副会長、事務局長の人選を行い、連絡協議会に代表者会と代議員会を置くこととされ

た。第4回目として、12月17日（月）の午後2時から市民総合センターのボランティアセンター会議室で行われ、対象11団体のうち7団体が参加した。内容は、連絡協議会に会長、副会長及び事務局長を各1名置くこととなっているが、会計事務を行う事務局長の他に、監査役を置くこととなり、次回の会議で選任する。第5回目として、1月17日（月）の午後2時から市民総合センターのボランティアセンター会議室で行われ、対象11団体のうち7団体が参加した。内容は、監事の選任と、放課後等デイサービス事業についての情報交換を行った。次回の会議は2月14日（木）の午後2時からを予定とすることとされた。

● 事務局から説明が終わったが、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。また、各事業者部会に出席した委員から、補足の説明があれば伺いたい。

○ 訪問系サービス事業者部会についてだが、第3回目の会議において、院内支援についての事例検討を行い、現在、どのような場合に院内支援が認められているのかがわからず、具体的な取扱いについて、市からの説明を求めることとなった。

■ このことについて説明する。院内支援は病院内の支援を意味する。自宅から病院への行き帰りについては、通院等介助というサービスの適用となる。病院内の支援については、本来的には病院のスタッフが支援をすべきであり、厚生労働省からの通知のとおり、通院等介助の対象外となる。ただし、病院のスタッフが支援できない場合で、市が認める場合のみ、院内支援の報酬を算定することができる。今後、訪問系サービス事業者部会において具体的な取扱いについて説明する予定である。

○ 具体的にいつ頃説明をするのか。

■ 次回の訪問系部会で説明をする予定である。

○ 介護保険と障害福祉サービスの適用関係について、説明を願いたい。

■ 障害福祉サービスを受けている方が65歳に到達すると、障害者自立支援法の他法他施策優先という条項により、障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険にある場合には、介護保険が優先となる。ただし、介護保険にない障害福祉サービスを受ける場合や、介護保険のみでは基準限度額を超えてしまう場合には、限度額を超えた部分の障害福祉サービスを受けることができる。

○ 介護保険では通院時の院内支援は適用にならないが、院内については障害福祉サービスで適用することは可能性としてあるという解釈でよいのか。

■ 高齢福祉課で院内支援が適用になるかどうかを確認し、調整をした上で決定をする。

- 介護保険で院内支援が適用にならない場合、障害福祉サービスを利用できるという考え方でよいのか。
- 介護保険では自己負担が原則1割で、障害福祉サービスでは自己負担については、住民税が非課税世帯又は生活保護世帯は無料であるため、利用者が介護保険を利用することを好まない傾向がある。ただし、65歳以上の方については障害福祉サービスと同等のサービスは介護保険が優先となるため、その原則は守らなければならないと考えている。
- 介護保険と障害福祉サービスにおいて同じサービスについては介護保険が優先となるという考え方でよいのか。
- お見込のとおり。
- 障害者自立支援法での通院のサービスは何という名称なのか。
- 通院等介助である。原則としてサービス内容には院内支援は含まれていないが、個別に検討して市が認めれば、院内支援を通院等介助サービスとして報酬を算定できる場合がある。
- 通院等介助は地域活動支援事業なのか。
- 障害者自立支援法の介護給付費サービスである。
- 通院等介助は定期的な通院に利用できるのか。
- お見込のとおりである。
- 第3回目の日中活動系サービス事業者部会において、「地域活動支援センターお伊勢の森」、「身体障害者福祉センター」、「共同作業所かたくり」の職員もメンバーに加えることが望ましいという意見が出されたが、この件に関しては今後日中活動系サービス事業者部会で検討されることでよいのか。
- 日中活動系サービス事業者部会のメンバーのみでこの意見を採用することを決定するのではなく、定例会に挙げて是非を問う方がよいのではというになった。
- 日中活動系サービス事業者部会より提案のあった意見に対し、反対の意見や異議があれば伺いたい。
- 異議がないようなので、この意見を承認する。
- 資料2で訂正がある。第3回目の居住系サービス事業者部会についてだが、参加したのは6事業者ではなく、5事業者である。現状では情報交換をする段階で、まだ議案を挙げるまでに至っていない。
- その他、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。

○ 資料2の、日中活動系サービス事業者部会の対象事業者が9ではなく8事業者ではないのか。

■ お見込のとおりである。資料の訂正をお願いする。

・議題2 プロジェクトチームでの課題の検討状況について  
(1)障害者の「はたらく」を考える部会

● このことについて、報告をお願いする。

○ 資料3、障害者の「はたらく」を考える部会からの報告を御覧いただきたい。1月17日(木)の午後2時から、福生第二学園で行われた。部会での課題は、障害者の就労促進と日中活動の場の確保である。これらの課題を検討する前に、市民の障害者手帳所持者の経済的な生活の状況を把握する必要があるということで、市からデータを提供してもらった。また、市内の日中活動系事業者に、現状、障害者を受け入れている状況を調査した。

障害別所得状況調書によると、障害種別に関わらず、平均して低所得者が多いと思われる。このデータを活用しながら課題を検討していく。

施設調査集計表は、就労移行支援、自立訓練、就労継続支援A型・B型、生活介護、地域活動支援センターⅢ型のサービス毎に事業者をまとめている。支給期間に制限があるサービスについては、事業者の受け入れに余裕があるが、支給期間に制限がないサービス(就労継続支援B型)については、事業者の新規利用者の受け入れが厳しい状況にある。

今後課題を検討するにあたり、日中活動系の事業者やハローワークの職員をメンバーに加えるという意見を、定例会に提案する。

● このことについて、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。

○ 精神障害者の中には、入院している方も含まれるのか。

■ お見込のとおりである。

○ 資料を見ると、就労継続支援B型の施設は定員に空きがある事業所があるが、実際利用している方の話を聞くと、通う事業所が見つからないという話があり、実際の状況を正確に把握する必要があると思われる。

● 提案された意見についてだが、どのように進めていくのか。

○ ハローワークの職員に依頼することも時間を要すると思われるため、検討しながら決めていく。

● 誰を部会のメンバーに加えるかを検討してもらいたい。

(2)障害者のくらしを考える部会

- このことについて、報告をお願いします。
  - 部会は開催していないため、市への災害時における障害者支援対策の充実に関する要望の進捗状況をみながら、次の議題を検討したいと考えている。要望書の進捗状況を教えてもらいたい。
  - 11月に市長に要望書を提出し、二次避難場所の確保等に努めていくという方向性が決まった。具体的には、二次避難場所として福生第二学園と話を進めていくと聞いている。他の項目についてはどのように進めていくかは決まっていない。
  - このことについて、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
  - 災害時の水等の物品をどのように配布するののかも、考慮してもらいたい。知り合いの自衛隊の話を聞くと、話をしてもらえれば検討するというのである。
  - 要望書については、進捗状況を事務局から随時教えてもらう。
  - 要望書において、災害時の要援護者の把握にあたり、警察、消防などの官署や、市の保健・医療・福祉などの関係部局・関係機関と情報共有を図るという記載があるが、防災対策の所管は防災安全課であり、今後連携して検討をしていくということはまだ決定していない。
  - 防災安全課と連携すると仮定して、実際に話し合いをもつ時期は目途が立っているのか。
  - 地域防災計画を見直すことの見通しが立っていないため、未定である。
  - 進捗状況については、定例会で随時事務局から報告してもらう。
- ・議題3 その他
- (1)災害時等に障害者が周囲に支援を求めるための「ヘルプカード」について
- 議題3について、事務局から説明をお願いします。
  - 資料4、災害時等に障害者が周囲に支援を求めるための「ヘルプカード」についてを御覧いただきたい。東日本大震災時に、障害者が周囲に支援を求める場面が東京都でも多く見受けられた。現時点では、ヘルプカードを持っている方とそうでない方がおり、また、持っていたとしても、発行元の自治体によって様式が異なっている。このことにより、東京都が自治体に財政支援を行い、東京都共通のヘルプカードの様式を定めることとなった。自治体は、平成24年度から26年度の間ヘルプカードの作成事業を行うこととなる。資料は、ガイドラインとして東京都から通知されたものであり、当市では平成25年度の事業として行う予定である。今後ヘルプカードのデザイン案を考えていただくため、定例会や障害当事者の方に協議してもらいたいと

考えている。

- このことについて、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- ヘルプカードにICチップを埋め込むことはできるのか。
- ヘルプカードにICチップを埋め込むことが可能なのかということも含めて、様式やデザインを検討したいと考えている。まず、デザイン案をまず障害当事者に示し、その意見を踏まえて、定例会で協議してもらいたい。

(2)「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されることに伴う、障害者の範囲の見直しについて

- 続いて、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されることに伴う、障害者の範囲の見直しについて、事務局から説明をお願いする。
- 資料5、障害者の範囲の見直しについてを御覧いただきたい。平成25年4月から「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に法律の題名が改正される。障害者の範囲の見直しがなされ、身体障害者手帳の有無に関わらず、難病患者等が障害福祉サービスを受けることができるようになる。厚生労働省は、難病患者に対する医療費助成の対象を56疾患から、今後300疾患以上に拡大することも今後検討していく。
- 本日の議題について、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 特定相談支援事業者の部会を立ち上げるという話について、今後の予定を伺いたい。
- 本日から次回の定例会で話し合いたいと思っているが、御意見があれば伺いたい。
- 現時点で指定を受けている特定相談支援事業者以外に、4月からどのくらいの数の事業者が増える予定なのかを知りたい。
- 現時点で市の指定を受けている事業者は、市の社会福祉協議会、円祐会、東京小児療育病院、あい武蔵村山である。4月からは、あかつきコロニー、あすはの会を指定する予定である。
- 4月から特定相談支援事業者部会を立ち上げる方向でよろしいか。
- 異議なし。
- 4月から特定相談支援事業者部会を立ち上げる方向で考えていく。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次回の定例会の日程を決定したい。 4月若しくは5月に開催するのがよろしいのではないか。4月22日（月）の午後2時からはいかがか。</li> <li>○ 異議なし。</li> <li>● 満場一致で、次回の定例会は4月22日（月）の午後2時から開催することとする。</li> </ul>
--	---

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>公開  <input type="checkbox"/>一部公開  <input type="checkbox"/>非公開          ※一部公開又は非公開とした理由          ( )       </p> <p style="text-align: right;">傍聴者：0人</p>
-------------------------	--

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>開示  <input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等： )  <input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等： )       </p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 障害福祉課（内線：642）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）